

～収入申告書提出における注意点～

※以下は、収入申告書提出時の注意点を抜粋したものです。詳細は、別紙『「収入申告書」の提出について』を必ずご確認ください。

※収入申告書の提出は必須です。提出がない場合、近傍同種家賃（法令で定める最高額の家賃）となります。必ず、期限内（6月30日必着）にご提出ください。

①②③は、全世帯提出が必要です!!

①収入申告書（桃色の用紙）

②入居者全員の住民票

（続柄の記載がある世帯全員のもの）

※外国籍の方は、国籍、在留資格、在留期間（特別永住者を除く）の記載も必要です。

③令和8年度所得証明書

（収入を証明する書類は所得証明書に統一しました。18歳到達後最初の3月31日までの間にある未就労者を除き、原則世帯全員分の所得証明書の提出（※1）が必要です。）

※1 一部例外あり（詳細は別紙『「収入申告書」の提出について』をご覧ください。）

※今回提出いただく「収入申告書」は、令和9年度の家賃を決定するためのものです。収入が減少し、今年度中の家賃の変更が必要な場合は別途手続きが必要です。

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳をお持ちの方へ

収入申告においては、手帳の写し（コピー）の提出にあたり、下記の内容が必ず分かるようにしてください。

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方
「氏名」および「障害等級」
- (2) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
「氏名」、「障害等級」および「更新日」
- (3) 療育手帳をお持ちの方
「氏名」、「障害の程度」および「判定年月日（判定日）」

なお、上記の写し（コピー）については、毎年の収入申告において提出が必要になります。また、上記の内容が確認できない場合には、収入の計算において控除をできない場合がありますのでご注意ください。

※手帳は、必ずケースから出して、上記に記載したすべての内容が見えるように写し（コピー）を提出してください。

認知症である方の収入申告義務の免除について

1 対象となる方

以下の（１）、（２）の条件を満たすこと。

- (1) 認知症や精神障がいのある方、知的障がいのある方などで、収入申告をすることが困難な事情にあると認められること。
- (2) 原則として単身世帯であること。

2 注意事項

- (1) 認知症や精神障がいのある方、知的障がいのある方など収入申告をすることが困難な事情にあり、かつ、単身世帯で同居者およびご親族等の支援が得られない方などを対象とした特例的な扱いで、一律に収入申告義務を免除するものではありません。なお、対象となるかどうかは、医師の診断書や面談などをもとに判断することになります。
- (2) 収入申告義務について免除となった場合でも、家賃減額にかかる申請等その他の申請も免除されるわけではありません。